

令和 6 年度

水 質 検 査 計 画 書



川 棚 町 水 道 課

## 水質検査計画とは

水道事業者は水道法施行規則第15条第6項において、毎事業年度の開始前に水質基準項目(全51項目)を対象とした「水質検査計画」を策定することが義務付けられています。

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。川棚町水道課では、町民の皆様に安全で良質な水を供給するため、水質検査を定期的に行っています。

水質検査計画は、この水質検査を計画的かつ効率的に実施するために、水質検査項目、方法、頻度、採水地点等を定めたもので、毎年度策定しています。

## 水質検査計画の内容（目次）

1. 基本方針	2
2. 水道事業の概要	2
3. 水道の原水及び水道水の状況	6
4. 採水地点	7
5. 水質検査項目と検査頻度	7
6. 水質検査の方法	10
7. 臨時の水質検査	10
8. 水質検査計画及び検査結果の公表	11
9. 水質検査の精度と信頼性保証	11
10. 水質管理において留意する事項	11
11. 関係者との連携	11

## 1. 基本方針

水質検査には、供給する水道水が水質基準に適合しているかどうかを確認するための検査と、原水から浄水処理、送水・配水に至るまでの各工程の水質管理の状況を確認するための検査があります。

水質検査計画は、水質基準への適合を確認するための水道法第20条に基づく水質検査について作成するものですが、原水や水質管理目標設定項目等、水質基準以外の項目についても、その重要性並びに水道施設の維持管理上の必要性から水質検査計画に位置付けて検査を行います。

### (1) 検査地点について

検査地点は、水質基準が適用される蛇口及び水源とします。

### (2) 検査項目について

検査項目は、水道法で義務付けられている水質基準項目、水道施設の維持管理上必要な項目及び水源の状況を把握するために必要な項目とします。

### (3) 検査頻度について

検査頻度は、水源の種類、過去の検査結果などに基づいて、検査項目に応じて検査頻度を設定し検査を実施します。

## 2. 水道事業の概要

本町水道の山道浄水場系は、昭和17年に旧軍が水道施設を築造し、海軍工廠関係施設へ給水したのが始まりです。

その後、昭和20年に終戦を迎え、旧軍施設の払い下げにより水道施設も昭和21年に町へ移管され、町水としての給水が開始されました。

昭和29年5月に最初の事業認可を受け、名称を「川棚町水道事業」として供用開始し現在に至っています。

現在の事業内容については、表1及び別紙「川棚町給水区域図」及び「給水フロー図」のとおりです。

浄水については緩速ろ過方式及び急速ろ過方式の二種類の方法で行っています。緩速ろ過については、ろ過池で生物膜等によるろ過を行ったのちに消毒剤を注入して浄水とする方法です。急速ろ過は、原水へ消毒剤と凝集剤を注入し沈殿処理を行い、急速ろ過機にてろ過したのちに再度消毒剤を注入して浄水としている方法です。

送配水方法は、山道浄水場に設置している送水ポンプにより一部中継池を経由して配水池に送水し、そこから自然流下方式で各家庭や事業所等に配水しています。

ただし、中組郷の県道沿い一帯及び川棚川沿い一帯、上倉地区、宿地区、下組郷の国道沿い、白石郷の前田地区の一部や、川棚町役場、川棚中学校、長崎川棚医療センター、県立川棚高校等については浄水場からの直圧給水を行っています。

表 1

施設 の 築 造	昭和17年5月に軍の水道施設として築造される
給 水 開 始	昭和21年3月に軍より施設の譲受にて給水開始
事 業 認 可	昭和29年5月24日（名称：川棚町水道）
原 水 の 種 類	川棚川表流水・石木川伏流水・山道浄水場内浅井戸
浄 水 施 設 名 称	山道浄水場（川棚町中組郷字山道ノ前 1193-1）
浄 水 方 法	①緩速ろ過池(砂ろ過5池) → 塩素処理 ②前塩素・凝集剤 → 急速ろ過機(砂ろ過3基) → 後塩素処理
使 用 薬 品	消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム
計 画 給 水 人 口	14,200人
1 日 平 均 計 画 給 水 量	8,933 <sup>m</sup> <sub>3</sub>
一 人 1 日 平 均 計 画 給 水 量	630 <sup>リ</sup> <sub>ットル</sub>
1 日 最 大 計 画 給 水 量	11,195 <sup>m</sup> <sub>3</sub>

また、猪乗川内地区系については、川棚町農林事業担当部局(当時は経済課)において農村基盤総合整備事業の飲雑用水供給事業として整備されました。昭和63年4月25日に水道法による県知事認可を受け、昭和63年度から2カ年で建設され、平成2年4月の供用開始に併せて水道課に移管され、移管後は簡易水道事業として運営を行っていましたが、平成24年度より川棚町水道事業に経営統合を行いました。

その内容は、表2及び別紙「川棚町給水区域図」・「給水フロー図」のとおりです。

水源は猪乗川内郷字松ノ迫580-7地内に取水井(深さ200m)を設け、地下水を深井戸用水中ポンプにより取水し、取水井場内に設置している沈殿槽(沈砂池)にて堆積物を沈殿させ、自然流下方式にて配水池(50m<sup>3</sup>)まで導水し、消毒剤を注入して浄水し、途中2ヶ所の減圧層を経由して自然流下方式で各家庭に給水しています。

表 2

施 設 の 築 造	昭和63年度～平成元年度に農村基盤総合整備事業の飲雑用水供給事業として整備される
給 水 開 始	平成2年4月1日
事 業 認 可	当初：昭和63年4月25日(名称：猪乗川内簡易水道) 変更：平成24年3月30日(平成24年度より川棚町水道事業に経営統合)
原 水 の 種 類	地下水(深井戸)
浄 水 方 法	塩素処理
使 用 薬 品	消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
計 画 給 水 人 口	150人
1 日 平 均 計 画 給 水 量	36m <sup>3</sup>
一 人 1 日 平 均 計 画 給 水 量	240ℓ
1 日 最 大 計 画 給 水 量	45m <sup>3</sup>

さらに、木場地区系については、水源地域振興対策の一環として県知事の事業確認を受け、長崎県により平成3年度から2カ年で整備されました。専用水道として平成5年6月に供用開始され、長崎県により管理されていましたが、木場地区仮設水道施設(石木地区専用水道2工区・3工区)について平成22年4月に川棚町(水道課)に移管され、簡易水道事業として運営を行い、平成27年度より川棚町水道事業に経営統合を行いました。

その内容は、表3及び別紙「川棚町給水区域図」・「給水フロー図」のとおりです。

第1水源区の水源は木場郷字重壺番635地内に取水井(深さ7.5m)を設け、地下水を深井戸用水中ポンプにより取水し、消毒剤を注入して浄水し、配水池(40m<sup>3</sup>)まで送水したのち、自然流下方式で各家庭に給水しています。

第2水源区の水源は岩屋郷字上十角1534-1地内に取水井(深さ6.0m)を設け、地下水を深井戸用水中ポンプにより取水し、消毒剤を注入して浄水し、配水池(20m<sup>3</sup>)まで送水したのち、自然流下方式で各家庭に給水しています。

表 3

施 設 の 築 造	平成3年度～平成4年度に水源地域振興対策の一環として築造される
給 水 開 始	平成5年6月1日
事 業 認 可	当初：平成4年9月17日(名称：石木地区専用水道2工区・3工区) 変更：平成24年3月30日(平成27年度より川棚町水道事業に経営統合)
原 水 の 種 類	地下水(深井戸)
浄 水 方 法	塩素処理
使 用 薬 品	消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム
計 画 給 水 人 口	150人
1 日 平 均 計 画 給 水 量	41m <sup>3</sup>
一 人 1 日 平 均 計 画 給 水 量	273ℓ
1 日 最 大 計 画 給 水 量	60m <sup>3</sup>

### 3. 水道の原水及び水道水の状況

#### (1) 水質管理において留意すべき事項

山道浄水場系の水道水源の上流域は広く、居住人口も多いことから、生活雑排水・肥料・農薬・工場排水等の影響を受ける恐れがあります。このため、水質検査にあたっては水道法で定められた水質基準項目は当然ながら、測定することが望ましい水質管理目標設定項目についても状況に応じて検査します。

水道原水及び水道水における汚染の要因、水質管理上優先すべき対象項目は次のとおりです。

区 分	薬品・資機材の使用状況	汚染の要因	水質管理上の優先項目
原 水 (水源～ 浄水場取水口)	—	生活排水、し尿汚染 降雨による濁水 渇水期の水質悪化 農薬の影響	硝酸態窒素 亜硝酸態窒素 濁 度 有機物 (TOC) 使用農薬把握
浄水工程 (浄水場～ 給水栓)	浄水処理及び滅菌の工程で 次亜塩素酸ナトリウム、原水 の凝集工程にポリ塩化アル ミニウムを使用	消毒副生成物	消毒副生成物 (11項目)

また、猪乗川内地区系及び木場地区系の水道原水及び水道水における汚染の原因、水質管理上、優先すべき対象項目は次のとおりです。

区 分	薬品・資機材の使用状況	汚染の要因	水質管理上の優先項目
原 水 (地下水)	—	地質的要因	鉄及びヒ素
浄水工程 (浄水施設～ 給水栓)	滅菌の工程で次亜塩素酸ナ トリウムを使用	消毒副生成物	消毒副生成物 (11項目)

これらの注意点を踏まえて適切な浄水処理を行っており、前年度分の浄水水質検査結果を川棚町のホームページに掲載しています。

## 4. 採水地点

### (1) 給水栓

水道法に基づく毎日行う検査は、下記の箇所を検査します。

浄水場系統	番号	配水池系統	採水地点
山道浄水場系	1	小串配水池	新谷郷 1789-72 付近
	2	西平配水池	小串郷 302 付近
	3	大崎配水池	小串郷 302 付近
	4	百津配水池	下組郷 2095-17 付近
	5	野口配水池	中組郷 95-2 付近
	6	上組配水池	石木郷 626-1 または中山郷 1895 付近
	7	堂神酒配水池	小音琴郷 2-182 または 664-6 付近
	8	下組配水池	下組郷 1688 付近
	9	土花配水池	百津郷 1120-1 付近
猪乗川内地区系	10	猪乗川内配水池	猪乗川内郷 1363-3 付近
木場地区系	11	木場第1配水池	木場郷 1294 付近
	12	木場第2配水池	木場郷 223-3 付近

※1) 平日に行う検査箇所は、1～5 と 10～12 及び 6～9 のうち 1 箇所を選定し行う。

2) 休日(土日及び祝祭日)に行う検査箇所は、10～12 及び 4 と 6 のどちらかを選定し行う。

3) 全項目検査は、1～9 のうち 1 箇所および 10～12 を行う。

4) 全項目検査月を除く月の定期検査は、1～9 のうち 2 箇所および 10～12 を行う。

### (2) 原水

原水については、各浄水場系統の取水箇所の水を検査します。

## 5. 水質検査項目及び検査頻度

(1) 水質基準が適用される給水栓の検査項目と検査頻度は、以下のとおりです。

1) 山道浄水場系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P12 表参照

#### ① 毎日検査

水道法に基づく毎日検査の色、濁り、異常な臭味、消毒の残留効果(遊離残留塩素)の検査を、1日1回行います。

#### ② 浄水水質基準項目の検査(51項目)

水道法に基づく水質基準項目(51項目)の検査を、年1回行います。

ア) 1ヶ月に1回の検査項目

下記9項目の検査を行います。

( 一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素量 TOC)、pH値、  
味、臭気、色度、濁度 )



イ) 3ヶ月に1回の検査項目

下記13項目の検査を行います。

シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジプロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、蒸発残留物

ウ) 臭気物質(ジエオキシ、2-メチルイソボルネオール)の検査

水源でカビ臭が発生するおそれのある期間(4~11月及び2月)に、1ヶ月に1回の検査を行います。

2) 猪乗川内地区系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P13 表参照

①毎日検査

水道法に基づく毎日検査の色、濁り、異常な臭味、消毒の残留効果(遊離残留塩素)の検査を、1日1回行います。

②浄水水質基準項目の検査(51項目)

水道法に基づく水質基準項目(51項目)の検査を、年1回行います。

ア) 1ヶ月に1回の検査項目

下記9項目の検査を行います。

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素量 TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度

イ) 3ヶ月に1回の検査項目

下記13項目の検査を行います。

シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジプロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、蒸発残留物

ウ) 臭気物質(ジエオキシ、2-メチルイソボルネオール)の検査

水源でカビ臭が発生するおそれのある期間(4~11月及び2月)に、1ヶ月に1回の検査を行います。

3) 木場地区系(第1水源・第2水源)・・・・・・・・・・・・・・・・P14 表参照

①毎日検査

水道法に基づく毎日検査の色、濁り、異常な臭味、消毒の残留効果(遊離残留塩素)の検査を、1日1回行います。

②浄水水質基準項目の検査(51項目)

水道法に基づく水質基準項目(51項目)の検査を、年1回行います。

ア) 1ヶ月に1回の検査項目

下記9項目の検査を行います。

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素量 TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度

イ) 3ヶ月に1回の検査項目

第1水源においては、下記12項目の検査を行います。

シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジプロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド

第2水源においては、下記13項目の検査を行います。

シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジプロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、蒸発残留物

ウ) 臭気物質(ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール)の検査

水源でカビ臭が発生するおそれのある期間(4～11月及び2月)に、1ヶ月に1回の検査を行います。

(2) 原水の水質検査は、水道法に基づく水質基準項目中消毒副生成物及び味を除いた項目(39項目)の検査を、年1回行います。

また、水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するため、以下のとおり行います。

1) 山道浄水場系(川棚川・石木川・浅井戸)

① 1ヶ月に1回の検査項目

大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査を行います。

② 3ヶ月に1回の検査項目

クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設における、水道原水のクリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を行い、検出された場合はその都度再検査を行います。

2) 山道浄水場系(深井戸)

① 3ヶ月に1回の検査項目

大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査を行い、検出された場合はその都度再検査を行います。

② 1年に1回の検査項目

クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設における、水道原水のクリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を行い、検出された場合はその都度再検査を行います。

3) 猪乗川内地区系

① 3ヶ月に1回の検査項目

大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査を行い、検出された場合はその都度再検査を行います。

② 1年に1回の検査項目

クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設における、水道原水のクリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を行い、検出された場合はその都度再検査を行います。

4) 木場地区系

① 3ヶ月に1回の検査項目

大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査を行い、検出された場合はその都度再検査を行います。

② 1年に1回の検査項目

クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設における、水道原水のクリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を行い、検出された場合はその都度再検査を行います。

- (3) 水質管理目標設定項目※1のうち、有機機フッ素化合物（PFAS）であるPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）について、厚生労働省において令和2年に水質管理目標設定項目に位置付けられ、PFOS及びPFOAの合計値で1リットル当たり50ナノグラム（50ng/L）※2が暫定目標値※3に設定されています。本町におきましても、令和6年度に原水について検査を実施し、数値の把握を行います。また、今後についても必要に応じて検査を行います。

※1 将来にわたり水道水の安全性の確保などに万全を期する見地から、水道水質管理上留意すべきものとして定められた項目

※2 1ng/Lは、水1リットル当たり10億分の1グラムの物質が溶解していること。

※3 体重50kgの人が1日当たり2リットルの水道水を一生涯飲用しても健康への影響がないと推定される値

## 6. 水質検査の方法

毎日検査以外の項目を、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託します。その他、クリプトスポリジウム及びジアルジア等の検査も前記検査機関に委託します。なお検査方法は、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）によって行います。

※ 昨年度は佐世保市の(株)微研テクノスに委託しました。

## 7. 臨時の水質検査

水源などで、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓の水で水質基準を超える恐れがある場合には、直ちに取水を停止して必要に応じて水源、浄水場、給水栓などから採取して、臨時の検査を行います。

- 1) 水生生物が多数死んでいる場合。
- 2) 原因不明の色や濁りに変化が生じるなど、水質が著しく悪化した場合。
- 3) 臭気などに著しい変化が生じるなどの異常があった場合。
- 4) その他必要があると認められる場合。

※臨時の水質検査は水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が収束し、給水栓の水の安全が確認されるまで行います。

## 8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年度作成し、川棚町のホームページにて公表します。また、水質検査の結果についても公表します。

## 9. 水質検査の精度と信頼性保証

水質試験の実施にあたり、その精度管理と信頼性の保証が重要であることから、次のことに留意して、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託することとします。

- 1) 分析技術者や水道技術管理者等の人材が十分に確保されていること。
- 2) 高度の分析機器や精度の高い検査体制が整備されていること。
- 3) 品質保証や顧客サービスの向上に関する I S O の取得や特定計量証明事業者認定などを取得していること。
- 4) 毎年、国や県などが実施する精度管理の評価試験において、高い評価を得ていること。
- 5) 水質異常時に 24 時間いつでも迅速な対応が出来ること。

## 10. 水質管理において留意する事項

- (1) 浄水の水質検査結果を基に、水質の安全性を判定し評価を行います。又、原水に関しても同様の評価を行って浄水管理の指標とします。
- (2) 水質検査計画は、過去の検査結果等を考慮して、毎年見直しを実施して行きます。
- (3) 検査計画外の項目に関しては、必要があれば臨時の水質検査として取り入れて行きます。

## 11. 関係者との連携

水質汚染事故等に対しては、長崎県水環境対策課及び県央保健所等の関係機関と情報交換を図りながら迅速に対策を講じます。

# 水質基準項目及び検査頻度

(1) 山道浄水場系の給水栓水における、水質基準項目の検査頻度

番号	検査項目	基準値	分類	水道法施行規則第15条 による検査回数	水道法施行規則第15条 第1項第3号による 検査回数の減	水道法施行規則第15条 第1項第4号による省略	実施検査回数
—	色、濁り並びに消毒の残留効果			1日1回以上	—	—	1回/1日
1	一般細菌	100個/㎖以下	微生物	概ね1月に1回以上	不可	—	1回/1月
2	大腸菌	検出されないこと					
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	金属	概ね3月に1回以上	注1のとおり	注2のとおり	1回/1年
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下					
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下					
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下					
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下					
8	六価クロム化合物	0.02mg/ℓ以下					
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	無機物	概ね3月に1回以上	不可	—	1回/3月
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下					
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下					
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	金属	概ね3月に1回以上	注1のとおり	注2のとおり (海水を原水とする場合不可)	1回/1年
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下					
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下					
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下					
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下					
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下					
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下					
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下					
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下					
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	有機化学物質	概ね3月に1回以上	注1のとおり	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む)を勘察し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可	1回/1年
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下					
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/ℓ以下					
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下					
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下					
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	消毒副生成物	概ね3月に1回以上	不可	注2のとおり (浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可)	1回/3月
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下					
30	ブromホルム	0.09mg/ℓ以下					
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下					
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下					
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下					
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	金属	概ね3月に1回以上	注1のとおり	注3のとおり	1回/1年
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下					
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下					
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	味覚色	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可	—	1回/1月
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ以下	味覚	概ね3月に1回以上	注1のとおり	注2のとおり	1回/1年
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下					1回/3月
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下					発砲
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	かび臭物質	概ね1月に1回以上	左記項目を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、左記項目を算出する藻類の発生状況を含む)を勘察し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可	9回/1年
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下					
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	発砲	概ね3月に1回以上	注1のとおり	注2のとおり	1回/1年
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	におい				
46	有機物(TOC)	3mg/ℓ以下	味覚	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可	—	1回/1月
47	PH値	5.8以上8.6以下					
48	味	異常でないこと					
49	臭気	異常でないこと					
50	色度	5度以下					
51	濁度	2度以下					
			基礎的症状				

注1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査の結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査の結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注2 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘察し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水、水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘察し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

(2) 猪乗川内地区系の給水栓水における、水質基準項目の検査頻度

番号	検査項目	基準値	分類	水道法施行規則第15条 による検査回数	水道法施行規則第15条 第1項第3号による 検査回数の減	水道法施行規則第15条 第1項第4号による省略	実施検査回数
—	色、濁り並びに消毒の残留効果			1日1回以上	—	—	1回/1日
1	一般細菌	100個/㎖以下	微生物	概ね1月に1回以上	不可	—	1回/1月
2	大腸菌	検出されないこと					
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	金属	概ね3月に1回以上	注1のとおり	注2のとおり	1回/1年
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下					
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下					
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下					
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下					
8	六価クロム化合物	0.02mg/ℓ以下					
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	無機物	概ね3月に1回以上	不可	—	1回/3月
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下					
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下					
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	金属	概ね3月に1回以上	注1のとおり	注2のとおり (海水を原水とする場合不可)	1回/1年
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下					
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下					
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下					
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下					
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下					
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下					
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下					
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下					
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	有機化学物質	概ね3月に1回以上	注1のとおり	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近隣の地域における地下水の状況を含む)を勘察し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可	1回/1年
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下					
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/ℓ以下					
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下					
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下					
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	消毒副生成物	概ね3月に1回以上	不可	注2のとおり (浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可)	1回/3月
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下					
30	ブromホルム	0.09mg/ℓ以下					
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下					
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下					
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	金属	概ね3月に1回以上	注1のとおり	注3のとおり	1回/1年
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下					
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下					
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	味覚 色	概ね3月に1回以上	注1のとおり	注2のとおり	1回/1年
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ以下					
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	発砲	概ね3月に1回以上	注1のとおり	注2のとおり	1回/1年
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下					1回/3月
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	かび臭物質	概ね1月に1回以上	左記項目を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、左記項目を算出する藻類の発生状況を含む)を勘察し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可	9回/1年
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下					
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	発砲	概ね3月に1回以上	注1のとおり	注2のとおり	1回/1年
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	におい				
46	有機物(TOC)	3mg/ℓ以下	味覚	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可	—	1回/1月
47	PH値	5.8以上8.6以下					
48	味	異常でないこと					
49	臭気	異常でないこと					
50	色度	5度以下					
51	濁度	2度以下					

注1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査の結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査の結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注2 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘察し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水、水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘察し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

(3) 木場地区系の給水栓水における、水質基準項目の検査頻度

番号	検査項目	基準値	分類	水道法施行規則第15条 による検査回数	水道法施行規則第15条 第1項第3号による 検査回数の減	水道法施行規則第15条 第1項第4号による省略	実施検査回数			
—	色、濁り並びに消毒の残留効果			1日1回以上	—	—	1回/1日			
1	一般細菌	100個/ml以下	微生物	概ね1月に1回以上	不可	—	1回/1月			
2	大腸菌	検出されないこと								
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	金属	概ね3月に1回以上	注1のとおり	注2のとおり	1回/1年			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下								
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下								
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下								
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下								
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下								
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	無機物			不可	—	1回/3月		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下								
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下								
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下								
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	金属			概ね3月に1回以上	注1のとおり	注2のとおり (海水を原水とする場合不可)  当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可	1回/1年	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下								
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下								
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下								
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下								
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下								
20	ベンゼン	0.01mg/l以下								
21	塩素酸	0.6mg/l以下	消毒副生成物	不可	注2のとおり (浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可)					1回/3月
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下								
23	クロロホルム	0.06mg/l以下								
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下								
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下								
26	臭素酸	0.01mg/l以下								
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下								
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下								
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下								
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下								
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	金属	注1のとおり	注3のとおり	1回/1年				
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下								
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下								
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下								
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下								
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下								
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	味覚 色	注2のとおり						
38	塩化物イオン	200mg/l以下	味覚	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可	—	1回/1月			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下		概ね3月に1回以上	注1のとおり	注2のとおり	1回/1年			
40	蒸発残留物	500mg/l以下		木場第1 1回/1年 木場第2 1回/3月						
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	発砲	概ね3月に1回以上	注1のとおり	注2のとおり	1回/1年			
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	かび臭物質	概ね1月に1回以上	左記項目を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、左記項目を算出する藻類の発生状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可	9回/1年			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下								
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	発砲	概ね3月に1回以上	注1のとおり	注2のとおり	1回/1年			
45	フェノール類	0.005mg/l以下	におい							
46	有機物(TOC)	3mg/l以下	味覚	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可	—	1回/1月			
47	PH値	5.8以上8.6以下	基礎的症状							
48	味	異常でないこと								
49	臭気	異常でないこと								
50	色度	5度以下								
51	濁度	2度以下								

注1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査の結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査の結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注2 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水、水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

問い合わせ先：

〒859-3692

長崎県東彼杵郡川棚町中組郷 1518 番地 1

川棚町役場 水道課 施設係

TEL(代)：0956-82-3131

TEL(直)：0956-82-3806

FAX(代)：0956-82-3131

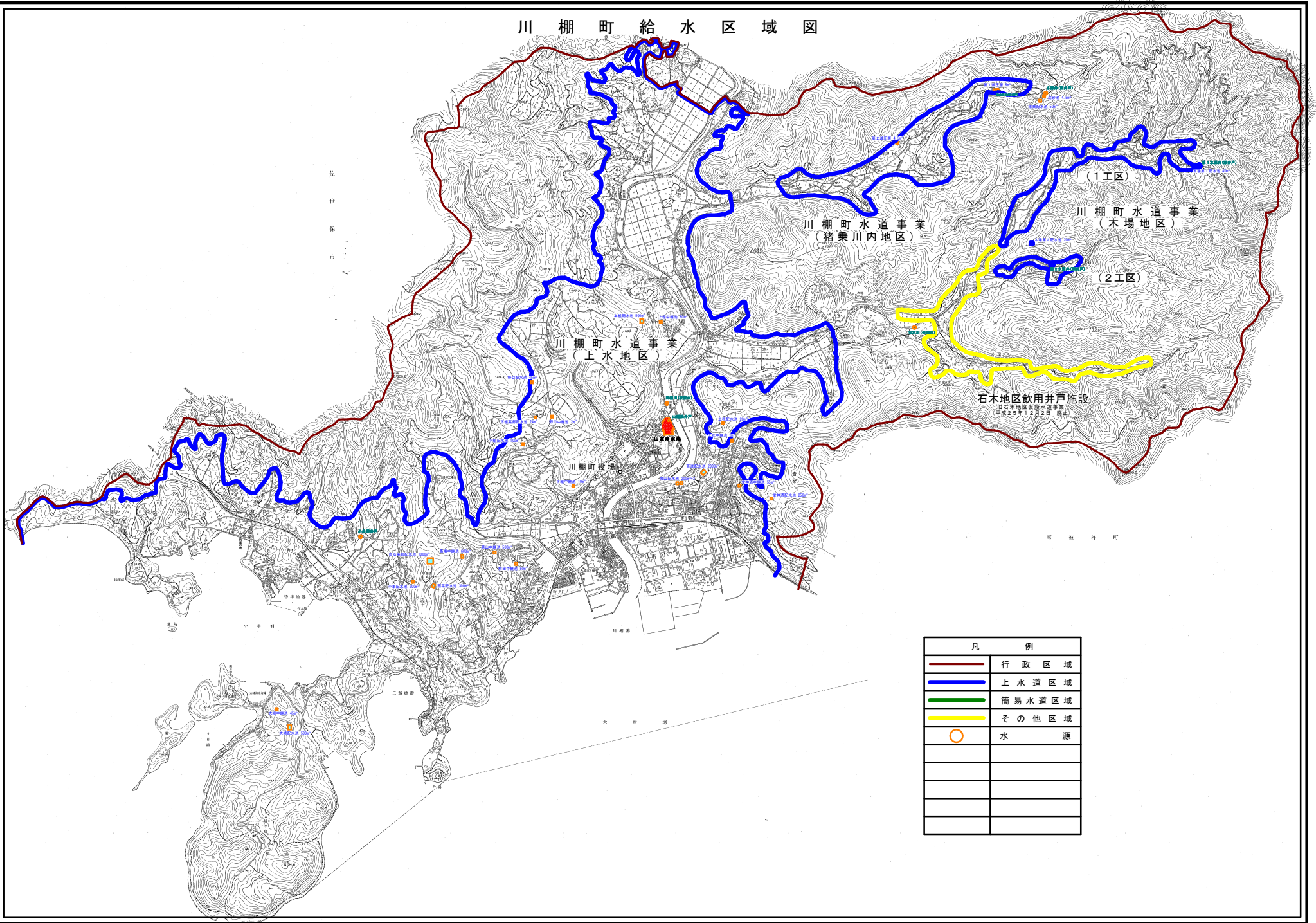
FAX(直)：0956-59-5957

ホームページ：<https://www.kawatana.jp>

メールアドレス：[suidou@town.kawatana.lg.jp](mailto:suidou@town.kawatana.lg.jp)



# 川 棚 町 給 水 区 域 図



(1工区)  
川棚町水道事業  
(木場地区)

(2工区)

川棚町水道事業  
(上水地区)

石木地区飲用井戸施設  
旧石木地区長野水道事業  
平成26年12月2日 廃止

川棚町役場

山崎浄水場

凡 例	
	行政区域
	上水道区域
	簡易水道区域
	その他区域
	水源



過去3ヶ年水質検査結果集計表  
(山道浄水場系浄水全項目・省略不可能項目)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度から令和5年度	
検 査 内 容		最大値	最大値	最大値	3ヶ年最大値	
検 水 の 種 類		浄水	浄水	浄水	浄水	
水 質 検 査		検 査 結 果	検 査 結 果	検 査 結 果	検 査 結 果	
検 査 項 目	水 質 基 準					
1	一般細菌 (1m <sup>3</sup> 中)	100個以下	0	0	0	0
2	大腸菌	不検出	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
3	カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
4	水銀及びその化合物 (mg/l)	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物 (mg/l)	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物 (mg/l)	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物 (mg/l)	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
8	六価クロム化合物 (mg/l)	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
9	亜硝酸態窒素 (mg/l)	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/l)	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/l)	10以下	0.7	0.6	0.8	0.8
12	フッ素及びその化合物 (mg/l)	0.8以下	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物 (mg/l)	1.0以下	0.02	0.03	0.02	0.03
14	四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン (mg/l)	0.05以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
17	ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
18	テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
19	トリクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20	ベンゼン (mg/l)	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
21	塩素酸 (mg/l)	0.6以下	0.11	0.22	0.1	0.22
22	クロロ酢酸 (mg/l)	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
23	クロロホルム (mg/l)	0.06以下	0.025	0.024	0.029	0.029
24	ジクロロ酢酸 (mg/l)	0.03以下	0.005	0.01	0.011	0.011
25	ジブromoklorometan (mg/l)	0.1以下	0.002	0.003	0.003	0.003
26	臭素酸 (mg/l)	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
27	総トリハロメタン (mg/l)	0.1以下	0.033	0.033	0.043	0.043
28	トリクロロ酢酸 (mg/l)	0.03以下	0.023	0.016	0.021	0.023
29	ブromodijoklorometan (mg/l)	0.03以下	0.008	0.008	0.011	0.011
30	ブromoholm (mg/l)	0.09以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
31	ホルムアルデヒド (mg/l)	0.08以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
32	亜鉛及びその化合物 (mg/l)	1.0以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/l)	0.2以下	0.02	0.03	0.02	0.03
34	鉄及びその化合物 (mg/l)	0.3以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
35	銅及びその化合物 (mg/l)	1.0以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/l)	200以下	8.4	9.2	7.8	9.2
37	マンガン及びその化合物 (mg/l)	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
38	塩化物イオン (mg/l)	200以下	16.4	16.8	14.3	16.8
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度) (mg/l)	300以下	34	35	34	35
40	蒸発残留物 (mg/l)	500以下	109	113	114	114
41	陰イオン界面活性剤 (mg/l)	0.2以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
42	ジェオスミン (mg/l)	0.00001以下	0.000002	0.000001	0.000001	0.000002
43	2-メチルイソボルネオール (mg/l)	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤 (mg/l)	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
45	フェノール類 (mg/l)	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
46	有機物 (TOC) (mg/l)	3以下	1.2	1.4	1	1.4
47	PH値 (mg/l)	5.8~8.6	8.2	8	7.9	8.2
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度 (度)	5以下	1.4	1	1.2	1.4
51	濁度 (度)	2以下	0.4	0.1	0.2	0.4

過去3ヶ年水質検査結果集計表

(猪乗川内地区系浄水全項目・省略不可能項目)

年 度			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度から令和5年度
検 査 内 容			最大値	最大値	最大値	3ヶ年最大値
検 水 の 種 類			浄水	浄水	浄水	浄水
水 質 検 査			検 査 結 果	検 査 結 果	検 査 結 果	検 査 結 果
検 査 項 目		水 質 基 準				
1	一般細菌 (1m <sup>3</sup> 中)	100個以下	0	0	0	0
2	大腸菌	不検出	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
3	カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
4	水銀及びその化合物 (mg/l)	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物 (mg/l)	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物 (mg/l)	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物 (mg/l)	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
8	六価クロム化合物 (mg/l)	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
9	亜硝酸態窒素 (mg/l)	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/l)	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/l)	10以下	0.1	0.1	0.1	0.1
12	フッ素及びその化合物 (mg/l)	0.8以下	0.1	0.09	0.1	0.1
13	ホウ素及びその化合物 (mg/l)	1.0以下	0.01	0.01	0.01	0.01
14	四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン (mg/l)	0.05以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
17	ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
18	テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
19	トリクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20	ベンゼン (mg/l)	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
21	塩素酸 (mg/l)	0.6以下	0.06	0.08	0.006	0.08
22	クロロ酢酸 (mg/l)	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
23	クロロホルム (mg/l)	0.06以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
24	ジクロロ酢酸 (mg/l)	0.03以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
25	ジブromクロロメタン (mg/l)	0.1以下	0.001	0.001未満	0.001	0.001
26	臭素酸 (mg/l)	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
27	総トリハロメタン (mg/l)	0.1以下	0.001	0.001未満	0.001	0.001
28	トリクロロ酢酸 (mg/l)	0.03以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
29	ブromジクロロメタン (mg/l)	0.03以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
30	ブromホルム (mg/l)	0.09以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
31	ホルムアルデヒド (mg/l)	0.08以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
32	亜鉛及びその化合物 (mg/l)	1.0以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/l)	0.2以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
34	鉄及びその化合物 (mg/l)	0.3以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
35	銅及びその化合物 (mg/l)	1.0以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/l)	200以下	6.2	6.2	6.3	6.3
37	マンガン及びその化合物 (mg/l)	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
38	塩化物イオン (mg/l)	200以下	5.6	10.7	5.7	10.7
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度) (mg/l)	300以下	27	26	27	27
40	蒸発残留物 (mg/l)	500以下	132	137	126	137
41	陰イオン界面活性剤 (mg/l)	0.2以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
42	ジェオスミン (mg/l)	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール (mg/l)	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤 (mg/l)	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
45	フェノール類 (mg/l)	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
46	有機物 (TOC) (mg/l)	3以下	0.2未満	0.8	0.2	0.8
47	PH値	5.8~8.6	8	7.9	7.9	8
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度 (度)	5以下	0.5未満	0.6	0.5未満	0.6
51	濁度 (度)	2以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満

過去3ヶ年水質検査結果集計表  
(木場地区系第1水源区浄水全項目・省略不可能項目)

年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度から令和5年度
検査内容			最大値	最大値	最大値	3ヶ年最大値
検査の種類			浄水	浄水	浄水	浄水
水質検査			検査結果	検査結果	検査結果	検査結果
検査項目		水質基準				
1	一般細菌 (1m <sup>3</sup> 中)	100個以下	0	0	0	0
2	大腸菌	不検出	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
3	カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.003以下	0.001未満未満	0.001未満未満	0.001未満未満	0.0003未満
4	水銀及びその化合物 (mg/l)	0.0005以下	0.00005未満未満	0.00005未満未満	0.00005未満未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物 (mg/l)	0.01以下	0.001未満未満	0.001未満未満	0.001未満未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物 (mg/l)	0.01以下	0.001未満未満	0.001未満未満	0.001未満未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物 (mg/l)	0.01以下	0.001未満未満	0.001未満未満	0.001未満未満	0.001未満
8	六価クロム化合物 (mg/l)	0.02以下	0.005未満未満	0.005未満未満	0.005未満未満	0.002未満
9	亜硝酸態窒素 (mg/l)	0.04以下	0.005未満未満	0.005未満未満	0.005未満未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/l)	0.01以下	0.001未満未満	0.001未満未満	0.001未満未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/l)	10以下	0.9	0.9	1	1
12	フッ素及びその化合物 (mg/l)	0.8以下	0.05未満未満	0.05未満未満	0.05未満未満	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物 (mg/l)	1.0以下	0.01未満未満	0.01未満未満	0.01	0.01
14	四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	0.0002未満未満	0.0002未満未満	0.0002未満未満	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン (mg/l)	0.05以下	0.0005未満未満	0.0005未満未満	0.0005未満未満	0.0005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	未満	0.0002未満未満	0.0002未満未満	0.002未満
17	ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	0.0002未満未満	0.0002未満未満	0.0002未満未満	0.001未満
18	テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	0.0005未満未満	0.0005未満未満	0.0005未満未満	0.001未満
19	トリクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	0.0005未満未満	0.0005未満未満	0.0005未満未満	0.001未満
20	ベンゼン (mg/l)	0.01以下	0.0002未満未満	0.0002未満未満	0.0002未満未満	0.001未満
21	塩素酸 (mg/l)	0.6以下	0.07	0.1	0.08	0.1
22	クロロ酢酸 (mg/l)	0.02以下	0.002未満未満	0.002未満未満	0.002未満未満	0.002未満
23	クロロホルム (mg/l)	0.06以下	0未満	0未満	0.0001未満	0.001未満
24	ジクロロ酢酸 (mg/l)	0.03以下	0.004未満未満	0.004未満未満	0.004未満未満	0.002未満
25	ジブromクロロメタン (mg/l)	0.1以下	0.0003未満	0.0002未満	0.0003未満	0.001未満
26	臭素酸 (mg/l)	0.01以下	0.001未満未満	0.001未満	0.001未満未満	0.001未満
27	総トリハロメタン (mg/l)	0.1以下	0.0007未満	0.0003未満	0.0005未満	0.001未満
28	トリクロロ酢酸 (mg/l)	0.03以下	0.02未満未満	0.02未満未満	0.02未満未満	0.002未満
29	ブromジクロロメタン (mg/l)	0.03以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.001未満
30	ブromホルム (mg/l)	0.09以下	0.0002未満	0.0005未満未満	0.0005未満未満	0.001未満
31	ホルムアルデヒド (mg/l)	0.08以下	0.011未満	0.001未満未満	0.001未満未満	0.005未満
32	亜鉛及びその化合物 (mg/l)	1.0以下	0.002未満	0.01未満未満	0.01未満未満	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/l)	0.2以下	0.01未満未満	0.01未満	0.01未満未満	0.01未満
34	鉄及びその化合物 (mg/l)	0.3以下	0.01未満未満	0.01未満未満	0.01未満	0.01未満
35	銅及びその化合物 (mg/l)	1.0以下	0.03	0.02	0.02	0.03
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/l)	200以下	7.6	7.2	7.3	7.6
37	マンガン及びその化合物 (mg/l)	0.05以下	0.005未満未満	0.005未満未満	0.005未満未満	0.005未満
38	塩化物イオン (mg/l)	200以下	7.7	7.6	7.7	7.7
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度) (mg/l)	300以下	23	22	22	23
40	蒸発残留物 (mg/l)	500以下	83	78	78	83
41	陰イオン界面活性剤 (mg/l)	0.2以下	0.02未満未満	0.02未満未満	0.02未満未満	0.01未満
42	ジェオスミン (mg/l)	0.00001以下	0.000001未満未満	0.000001未満未満	0.000001未満未満	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール (mg/l)	0.00001以下	0.000001未満未満	0.000001未満未満	0.000001未満未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤 (mg/l)	0.02以下	0.005未満未満	0.005未満未満	0.005未満未満	0.002未満
45	フェノール類 (mg/l)	0.005以下	0.0005未満未満	0.0005未満未満	0.0005未満未満	0.0005未満
46	有機物 (TOC) (mg/l)	3以下	0.2	0.2	0.2	0.2
47	PH値	5.8~8.6	7.2	7.1	7.2	7.2
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度 (度)	5以下	1.4未満	1未満未満	1未満未満	0.5未満
51	濁度 (度)	2以下	0.2	0.2未満未満	0.2未満未満	0.2

過去3ヶ年水質検査結果集計表  
(木場地区系第2水源区浄水全項目・省略不可能項目)

年 度			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度から令和5年度
検 査 内 容			最大値	最大値	最大値	3ヶ年最大値
検 水 の 種 類			浄水	浄水	浄水	浄水
水 質 検 査			検 査 結 果	検 査 結 果	検 査 結 果	検 査 結 果
検 査 項 目		水 質 基 準				
1	一般細菌 (1m <sup>3</sup> 中)	100個以下	0	0	0	0
2	大腸菌	不検出	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
3	カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
4	水銀及びその化合物 (mg/l)	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物 (mg/l)	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物 (mg/l)	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物 (mg/l)	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
8	六価クロム化合物 (mg/l)	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
9	亜硝酸態窒素 (mg/l)	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/l)	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/l)	10以下	0.7	0.8	0.8	0.8
12	フッ素及びその化合物 (mg/l)	0.8以下	0.09	0.08未満	0.09	0.09
13	ホウ素及びその化合物 (mg/l)	1.0以下	0.01	0.01	0.02	0.02
14	四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン (mg/l)	0.05以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
17	ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
18	テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
19	トリクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20	ベンゼン (mg/l)	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
21	塩素酸 (mg/l)	0.6以下	0.08	0.1	0.09	0.1
22	クロロ酢酸 (mg/l)	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
23	クロロホルム (mg/l)	0.06以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
24	ジクロロ酢酸 (mg/l)	0.03以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
25	ジブromクロロメタン (mg/l)	0.1以下	0.003	0.001未満	0.001未満	0.003
26	臭素酸 (mg/l)	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
27	総トリハロメタン (mg/l)	0.1以下	0.005	0.001未満	0.001未満	0.005
28	トリクロロ酢酸 (mg/l)	0.03以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
29	ブromジクロロメタン (mg/l)	0.03以下	0.002	0.001未満	0.001未満	0.002
30	ブromホルム (mg/l)	0.09以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
31	ホルムアルデヒド (mg/l)	0.08以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
32	亜鉛及びその化合物 (mg/l)	1.0以下	0.05	0.04	0.03	0.05
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/l)	0.2以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
34	鉄及びその化合物 (mg/l)	0.3以下	0.01	0.01未満	0.01未満	0.01
35	銅及びその化合物 (mg/l)	1.0以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/l)	200以下	7.1	6.8	7.2	7.2
37	マンガン及びその化合物 (mg/l)	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
38	塩化物イオン (mg/l)	200以下	7.5	7.6	7.6	7.6
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度) (mg/l)	300以下	30	30	31	31
40	蒸発残留物 (mg/l)	500以下	150	142	138	150
41	陰イオン界面活性剤 (mg/l)	0.2以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
42	ジェオスミン (mg/l)	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール (mg/l)	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤 (mg/l)	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
45	フェノール類 (mg/l)	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
46	有機物 (TOC) (mg/l)	3以下	0.2	0.2	0.2未満	0.2
47	PH値	5.8~8.6	7.3	7.2	7.2	7.3
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度 (度)	5以下	3.3	0.5未満	0.5未満	3.3
51	濁度 (度)	2以下	0.5	0.1未満	0.1未満	0.5